

# 経営形態別比較表

		地方公営企業法 (一部適用)	地方公営企業法 (全部適用)	地方独立行政法人	指定管理者制度	民間譲渡
開設者		市長	市長	地方独立行政法人 ※設立は地方公共団体	市長	譲渡先の医療機関の長
経営責任者		市長	事業管理者 ※管理者は市長が任命	地方独立行政法人(理事長) ※理事長は市長が任命	指定管理団体の長	譲渡先の医療機関の長
人事 組織	組織編成	設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は市長が規則等で規定 →意志決定に時間がかかる	設置条例で設置及び経営の基本を定め、その他は事業管理者が管理規程で規定 →意志決定が迅速になる	地方独立行政法人が決定	指定管理者が決定	医療法人等により組織決定する制限なし
	定数	条例で規定 →柔軟な定数変更が不可	一部適用と同じ →事業管理者権限で定数を超過した採用は不可	地方独立行政法人が決定	指定管理者が決定	医療法人等により決定
	勤務条件	市の給与表による医師等の能力給等の実現が困難 短時間勤務等の実現には市長部局と協議	事業管理者の権限で決定できる 医師等の能力給(手当)等の実現が可能 管理者の権限で市長部局と違う勤務形態の実現が可能だが、現実的には本庁職員との兼ね合いがあり、大きな差はつけにくい	地方独立行政法人が決定 医師等の能力給(手当)等の実現が可能 勤務条件についても地方独立行政法人が決定できる	職員の任免、組織に係る権限は指定管理者が有する	職員の任免、組織に係る権限は譲渡先の法人が有する
	職員採用	市長が任命	事業管理者が任命	理事長が任命 プロパー職員の採用が可能	指定管理者が任命	医療法人等により採用が可能
	給与	市の給与表による →医師等の能力給等の実現が困難	事業管理者の権限で決定できる →医師等の能力給(手当)等の実現が可能	地方独立行政法人が決定	指定管理者が決定	医療法人等により決定
	職員身分	公務員	公務員	非公務員型では公務員の身分ではなくなる	職員は市を辞職	職員は市を辞職
会計 財務	予算	市長が原案作成、調整 →財政課の細かい査定 予算単年度主義	事業管理者が原案作成、市長が調整 予算単年度主義	独立行政法人が編成 予算単年度主義にとらわれない	指定管理者が編成 事業計画書の作成・提出 予算単年度主義にとらわれない	医療法人等が作成 市議会等への報告は必要ない 予算単年度主義にとらわれない
	経営方針	市長の意向が影響	市長と事業管理者の意向が影響	市長が中期目標を示し、地方独立行政法人が中期計画を策定	市長の意向を反映させ、民間の経営手法を活用することができる。	医療法人等の意向が影響
	決算	市長が作成 議会・監査のチェック	事業管理者が作成し、市長に提出 議会・監査のチェック	地方独立行政法人が編成 外部(評価委員会)でのチェックあり→議会へ報告	指定管理者が事業報告書を作成・提出及び市の監査あり	医療法人等が作成 市議会等への報告は必要ない
	繰入金	地方公営企業法に基づき、市から繰入可能	地方公営企業法に基づき、市から繰入可能	地方独立行政法人法に基づき、市から繰入可能	契約条件による	政策的な医療実施に係る一般会計からの財政措置を求められる可能性がある
その他	議会対応	市長が議案作成、提出	事業管理者が議案作成、市長が提出	定款の変更、中期目標・計画の作成・変更、解散等に関与 議会が関与	議会の関与はない	議会等の関与はない
	職員の意識	経営意識は低い	経営意識は向上する	経営意識は向上する	経営意識は向上する	経営意識は向上する
	経営責任	市長が経営責任を持つ	事業管理者が経営責任を持つ	地方独立行政法人(理事長)が経営責任を持つ	指定管理者の長が経営責任を持つ	医療法人等の長が経営責任を持つ